

平成 31 年度 東京未来大学  
新入生保護者・保証人様説明会  
参考資料



学校法人 三幸学園

東京未来大学

こども心理学部 こども心理学科 こども保育・教育専攻  
こども心理学部 こども心理学科 心理専攻  
モチベーション行動科学部 モチベーション行動科学科

# 目次

1.	東京未来大学について	P.1
2.	授業	P.2
3.	試験	P.3
4.	成績評価	P.4
5.	資格・免許・実習	P.6
6.	学籍異動	P.18
7.	学費	P.18
8.	学校生活の規則	P.20
9.	課外活動・学友会	P.26
10.	学生相談	P.28
11.	キャリアサポート	P.29
12.	担任教員およびCAによるサポート体制	P.31

# 1. 東京未来大学について

## 東京未来大学教育理念

---

「技能と心の調和」

専門的な知識や技能を学ぶと共に人間性豊かな心を併せ持つ人を養成するため、「技能と心の調和」を教育理念とする。

## 東京未来大学教育の目的

高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材を養成する。

## 東京未来大学ディプロマポリシー

高度な専門的知識・技能、人間性豊かな心、高い意欲を持ち続け、自ら考え、自ら行動することで、社会に貢献する人材に学位を授与する。

## 東京未来大学カリキュラムポリシー

高度な専門的知識や技能を身につけるための専門教育、幅広い教養を修得するための一般教育だけでなく、キャリア教育と行事などを融合した本学独自の人間教育を基軸としたカリキュラムを編成する。

## 2. 授業

### (1)授業時間

---

授業は1時限(コマ)90分とし、各授業時間は以下に従って行われます。

＜時限授業時間帯＞	
1 時間目	8:50 ～ 10:20
2 時間目	10:30 ～ 12:00
昼休み	
3 時間目	12:50 ～ 14:20
4 時間目	14:30 ～ 16:00
5 時間目	16:10 ～ 17:40
6時間目	18:00 ～ 19:30

### (2)授業形態

---

授業は、講義・演習・実技・実習のいずれか、またはこれらを併用して行われます。なお、本学では学科・専攻ごとに40名前後の“クラス”を編成し、特に演習・実技の授業科目を中心とした多くの授業はクラス単位で受講します。

### (3)単位認定資格

---

本学では、原則として授業回数の3分の2以上を出席し、かつ単位を認定するための定期試験などを受験することにより単位認定資格が得られます。

授業は、すべてに出席することが原則です。しかしながら、公欠を含めてどうしても出席できない事情が発生することも考えられることから、その許容範囲を定めたものです。したがって、授業の3分の2だけ出席すれば良いということではありません。当然、欠席が多ければ成績に加味される場合もあります。

断りなく定期試験などを欠席した場合、単位認定資格が得られなくなりますので十分に注意してください。※各保育・教育実習指導については、3回以上欠席した場合とします。

また、正当な理由なく遅刻したり途中で退室をした場合、出席の扱いを受けられなくなることがあります。十分に注意してください。

### (4)オフィスアワー

---

本学では、授業時間のみならず授業内容などに関して担当教員から直接指導が受けられるよう、オフィスアワー制度を設けています。(シラバスを参照してください。)授業が開講されている期間内に週 60 分～90 分、各研究室などで受け付けていますので、わからないことがあるときは積極的に活用してください。

## 3. 試験

単位を認定する定期試験は、原則として各学期15回の授業終了後に実施されます。各授業科目の定期試験日および試験場所については掲示の指示に従ってください。

また、以下の項目に該当する学生は、原則、試験の受験資格が与えられませんので注意してください。

- ・当該学期の履修登録期間に、履修登録が完了していない者
- ・授業への出席状況が全体の3分の2以上を満たしていない者
- ・学生証を所持していない者
- ・その他受験資格に欠格があると認められた者

### (1) 追試験について

---

原則として追試験は行いませんが、やむを得ない理由で試験に欠席した場合、所定の手続きを行い許可を得た学生に対し、実施することがあります。

#### 【受験可能な条件】

- \* 病気・天災・事故・就職試験・忌引・放送大学の試験と重なった場合等により、定期試験を受験できなかった者に対して実施をします。

#### 【受験に必要な連絡と提出書類】

- \* 定期試験の当日までにCAIに電話で定期試験を受験できない理由を報告してください。
- \* 「追試験申込書」と所定の書類(例:病気で欠席した際は、診断書)を添付し、所定の期間にEM室に提出してください。

#### 【その他】

- \* 「追試験申請書」をもとに受験資格審査が行われます。出席状況や欠席理由などによっては、追試験の許可が得られないことがあります。
- \* 追試験の受験が許可された場合は、別途追試験料(1,000円)が必要になります。詳細についてはEM室の指示に従ってください。ただし、公欠の場合、この限りではありません。

### (2) 再試験について

---

卒業予定年度において、卒業要件に対して1科目分の単位不足がある場合は、本人の申し出により、卒業予定年度に履修登録した科目に限り、再試験を実施する場合があります。

再試験の対象となる科目は、定期試験を実施した科目であって出席条件を満たしたうえで定期試験を受験していることが条件です。そして、所定の手続きを経たうえで審査により承認を得た場合に限ります。

なお、再試験による評価は69点を上限とします。

### (3)不正行為について

---

成績評価に係る全ての試験およびレポート等において、下記に示す不正行為が発覚した場合は、学則に基づく停学および当該学期に履修登録した全ての科目が不可となります。

- ① 持込が認められているものを試験中に貸借すること。
- ② 持込を許されていないノート、参考書、コピー類等を見ること。
- ③ カンニングペーパーおよびそれに準ずるもの(メモ等)の用意またはそれらを使用すること。
- ④ 所持品、身体、机、壁等に解答およびそれに類するものを書き込むこと。
- ⑤ 他人の答案を見ることまたは故意に見せること。
- ⑥ 共同して答案を交換すること。
- ⑦ 言語、動作、携帯電話その他通信手段によって解答を伝達することまたは伝達を受けること。
- ⑧ 身代わり受験を依頼・実行すること。
- ⑨ 試験監督者の指示に従わないこと。
- ⑩ 試験監督者に対して暴言・暴行・脅迫を行うこと。
- ⑪ 他人の作成した論文またはレポート(一部・全部)を自分のものとして提出すること。
- ⑫ その他不正手段とみなされる一切の行為

## 4. 成績評価

### (1)成績評価

---

成績評価・単位認定は、試験の結果やレポートの内容など科目に示された基準により、S、A、B、C、E・Fの5段階をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、E・Fを不合格とします。(各科目の評価基準はシラバスを参照してください。)

定期試験やレポートだけではなく授業出席状況や態度などを総合的に評価しますので、ただ出席すれば良いということではありません。

また、定期試験において氏名および学籍番号を記入していない答案は一切無効となり、その科目の評価はEとなります。

また、他大学等で修得した単位を認定する場合や各種検定試験の結果に伴う単位の認定においては「P」を用います。

S	.....	100点～90点
A	.....	89点～80点
B	.....	79点～70点
C	.....	69点～60点
E	.....	59点以下
F	.....	履修放棄・失格

W(履修取り下げ)・・・履修取り下げ申請を行い、履修取り下げが認められた場合。

単位認定に関しては各学期末の所定日に認定されますが、成績発表はCoLSiにて発表されるほか、次学期の履修相談時に担当の教員またはCAから手渡されます。就職活動などの特別な理由がない限り、履修相談前の成績証明書発行はできませんので注意してください。

## (2)GPA制度

本学では、より教育効果を高めるために成績評価基準の一つとして、GPA(Grade Point Average)制度を用いています。学生が自身の“学修の達成度”を測るための目安の一つとして活用します。

### GPA 評価基準

GPA評価は、全ての成績の評価をポイントで表し、算出方法に従って表します。ポイントは評価S=4.0、A=3.0、B=2.0、C=1.0、E・F=0.0で算出します。

### 算出方法

GPAの算出方法は以下のとおりです。

$$\frac{((4.0 \times S \text{の修得単位数}) + (3.0 \times A \text{の修得単位数}) + (2.0 \times B \text{の修得単位数}) + (1.0 \times C \text{の修得単位数}) + (0.0 \times E \cdot F \text{の修得単位数}))}{\text{履修登録した全ての授業科目単位数の和}}$$

※成績の評価ができない“評価W”“評価P”については、上記の算出式には算入されません。

※算出されたGPAの値は、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位までの値を表示します。

### GPA値の活用

本学のGPA値は「学修の達成度」を測るための目安の一つとして活用する以外に卒業要件または研究室配属の優先権などになりえます。自身のGPA値をしっかりと認識し、計画的な履修ができるよう常に心掛けて学習を進めていってください。

各期のGPA値が1.5を下回った場合、下回った回数や欠席日数に応じて、以下の通り面談を行う場合があります。

1 回目	学生本人、担任/ゼミ教員および CA が面談を実施する。同時に書面にて保護者へ報告する。
2 回目	学生本人、担任/ゼミ教員および CA が面談を実施し、履修計画の見直しなど学習相談を行う。保護者へ報告するとともに、希望した保護者には面談に同席いただく。
3 回目以上	学生本人および保護者を交え、担任/ゼミ教員および CA が面談を実施し、修学意思の確認を行う。修学意思がある場合には、履修計画を抜本的に見直すなど学習相談を行う。

## (3)進級要件

### こども保育・教育専攻：2年次から3年次への進級要件

学生は、2年生までの学期を終了し、かつ、以下に定められている所定の単位以上を修得しなければ3年次へ進級できません。

<進級要件単位(こども保育・教育専攻)>

専攻	進級要件単位数
こども保育・教育専攻	59 単位以上

## 心理専攻：2年次から3年次への進級要件

学生は、2年生までの学期を終了し、かつ、以下に定められているとおり所定の単位以上を修得しなければ3年次へ進級できません。

### <進級要件単位(心理専攻)>

専攻	進級要件単位数
心理専攻	56 単位以上

## モチベーション行動科学部：2年次から3年次への進級要件

学生は、2年次までの学期を終了し、かつ、以下に定められている所定の単位以上を修得しなければ3年次へ進級できません。

### <進級要件単位(モチベーション行動科学部)>

学科	進級要件単位数
モチベーション行動科学科	60 単位以上

## 5.資格・免許・実習

### 【保育士養成課程】 こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻

保育士資格とは、以下(児童福祉法第十八条の六)の記載事項を指します。

「次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。」

- ①厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設(以下、指定保育士養成施設という。)を卒業した者
- ②「保育士試験に合格した者」

本学のこども保育・教育専攻はこのうち厚生労働省より①の「指定保育士養成施設」の指定を受けています。したがってこども保育・教育専攻の学生は、保育士資格に必要な単位を全て修得し、かつ必要な保育実習を修了し、卒業すれば、申請により保育士資格を取得することができます。

また、4年次の10月頃(予定)に卒業見込証明書を発行できる学生に対してのみ、大学から事務処理センターを通して住民票住所地のある都道府県知事へ、資格申請の代行を一括して行います。

#### ◆保育士資格取得に必要な授業科目◆

本学において保育士資格取得に必要な最低修得単位数は、厚生労働省による「告示による教科目」「告示 別表第 1 による教科目」「告示 別表第 2 による教科目」に従って定められています。

#### ◆保育実習◆

保育実習は本学における講義および演習で学んだ理論や技術を基礎とし、保育の現場および保育業務の実際を体験することで、総合的に実践する力量を養うことを目的とします。

実習を通して、保育所や児童福祉施設および職員が果たす社会的役割や職務内容を理解し、実際の保育が職員全員の協働と責任において進められていることを学び、自らの子ども観、養育観、現代の家庭並びに社会についての考え方を深め、保育者としての自覚を持つことが期待されます。



< 保育実習施設 >

実習科目名	実習施設種別
保育実習ⅠA	厚生労働省から認可を受けた保育所・幼保連携型認定こども園（＝認可保育園・公立と私立の区別はない）
保育実習ⅠB	乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
保育実習Ⅱ	厚生労働省から認可を受けた保育所・幼保連携型認定こども園（＝認可保育園・公立と私立の区別はない）
保育実習Ⅲ	「保育実習ⅠB」の各施設に加えて、児童厚生施設、その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く）

保育実習に関するガイダンスの詳細や連絡事項などに関しては、保育・教職センターの掲示板や担当教員の指示に従って下さい。

◆ 保育実習の履修条件 ◆

保育実習は、実際に保育の現場（保育園・認定こども園・施設）で子どもと接することになります。大学で学んだ保育者としての専門的な知識と技術を実践する場です。当然専門的な知識と技術が必要になります。したがって、皆さんが保育実習を実施するには以下の必要な要件科目の単位を修得し、大学の審議を経て初めて実習を実施することができます。

● 下表の科目の単位を実習実施前に修得しておかなければなりません。

	1年次	2年次	3年次	4年次
保育実習ⅠA	・保育原理 ・乳児保育Ⅰ	<b>保育実習ⅠA</b>		
保育実習ⅠB	・子ども家庭福祉 ・社会福祉		<b>保育実習ⅠB</b>	
保育実習Ⅱ・Ⅲ (保育実習Ⅱのみ) ・乳児保育Ⅱ		・保育内容総論(保育指導法)  (保育実習Ⅲのみ) ・社会的養護Ⅰ	・保育実習ⅠA及び保育実習ⅠBが終了し、単位修得見込であり、履修が認められること。	<b>保育実習Ⅱ</b>  <b>保育実習Ⅲ</b>

◆ 保育実習費 ◆

「保育実習ⅠA」「保育実習ⅠB」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」を履修する際は、本学の規程に基づき、実習費として8,000円/単位が別途必要になります。(6単位総計48,000円)

※ 実習費に関する細かい取り決めは、別途定める。

## 【教職課程】

こども心理学部こども心理学科こども保育・教育専攻

### 1. 幼稚園教諭一種免許状

---

幼稚園教諭免許とは、幼稚園に就業するために必要な教育職員免許法に基づく教職免許状です。4年制の大学である本学では、一種免許状が取得可能です。

こども保育・教育専攻の学生は、幼稚園教諭免許に必要な単位を全て修得し、必要な実習を修了することにより、卒業と同時に幼稚園教諭一種免許状の取得ができます。必要な授業科目の単位を修得後、4年次の10月頃(予定)に卒業見込み証明書が発行できる学生のみ、大学から東京都教育委員会へ免許状申請の代行を一括して行います。

なお、教職免許状は学位の取得が前提のため、卒業を見込める学生のみ申請を行うことができません。

#### ◆幼稚園教諭一種免許取得に必要な授業科目◆

本学において幼稚園教諭一種免許状取得に必要な最低修得単位数は、文部科学省による「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」に従って定められています。

#### ◆教育実習◆

教育実習は、本学における講義および演習で学んだ理論や技術を基礎とし、実際の教育現場で実践することにより幼児教育に対する理解を深めるとともに、現場における指導技術等を実践を通して学び、自らの子ども観、教育観、現代の家庭並びに社会についての考え方を深め、教育者としての精神の向上と、資質を高めることが期待されます。

本学における教育実習は以下のとおり実施します。

※幼稚園教諭一種免許のみの取得を希望する場合には、別途手続きが必要になります。

教育実習に関するガイダンスの詳細や連絡事項などに関しては、保育・教職センターの掲示板や担当教員の指示に従ってください。

#### ◆教育実習の履修条件◆

教育実習は、実際に教育の現場(幼稚園・認定こども園)で子どもと接することになります。大学で学んだ教育者としての専門的な知識と技術を実践する場です。当然専門的な知識と技術が必要になります。したがって、皆さんが教育実習を実施するには以下の必要な要件科目の単位を修得し、大学の審議を経て初めて実習を実施することができます。

●下表の科目の単位を実習実施前に修得しておかなければなりません。

	1年次	2年次	3年次	4年次
教育実習Ⅰ(幼)	・子どもの心理学(総論) ・乳幼児心理学 ・子ども臨床心理学	<b>教育実習Ⅰ(幼) (幼保履修モデル)</b>	<b>教育実習Ⅰ(幼) (小幼履修モデル)</b>	
教育実習Ⅱ(幼)	・教育心理学 ・子ども美術 ・教育学概論	・子ども体育 ・保育内容総論(保育指導法) ・子ども音楽 ・造形表現指導法※ ・音楽表現指導法※ ・人間関係指導法※ ・教育実習Ⅰ(幼)	・保育カリキュラム論(計画と評価) ・健康指導法※ ・環境指導法※ ・言葉指導法※ ・教育の方法と技術	<b>教育実習Ⅱ(幼) (幼保履修モデル)</b>

※印のうち3科目6単位以上

\* 幼保履修モデルは「教育実習Ⅰ(幼)」の単位を修得していなければ「教育実習Ⅱ(幼)」は履修できません。

\* 「教育実習Ⅰ(幼)」は幼保履修モデルでは2年次、小幼履修モデルでは3年次に実施します。

\* 「教育実習Ⅰ(小)」2単位及び「教育実習Ⅱ(小)」は2単位を「教育実習Ⅱ(幼)」に流用します。

### ◆教育実習費◆

「教育実習Ⅰ(幼)およびⅡ(幼)」を履修の際は、本学の規程に基づき実習費として8,000円/単位が別途必要になります。(4単位総計32,000円)

\* 実習費に関する細かい取り決めは、別途定める。

## 2. 小学校教諭一種免許

小学校教諭免許とは、小学校に就業するために必要な教育職員免許法に基づく教職免許状です。

4年制の大学である本学では、一種免許状が取得可能です。

こども保育・教育専攻の学生は、小学校教諭免許に必要な単位を全て修得し、必要な実習を修了することにより、卒業と同時に小学校教諭一種免許状の取得ができます。必要な授業科目の単位を修得後、4年次の10月頃(予定)に卒業見込証明書が発行できる学生のみ、大学から東京都教育委員会へ免許状申請の代行を一括して行います。

なお、教職免許状は学位の取得が前提のため、卒業を見込める学生のみ申請を行うことができません。

### ◆小学校教諭一種免許取得に必要な授業科目◆

本学において小学校教諭一種免許状取得に必要な最低修得単位数は、文部科学省による「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」に従って定められています。

### ◆教育実習◆

教育実習は、本学における講義および演習で学んだ理論や技術を基礎とし、実際の教育現場で実践することにより小学校教育に対する理解を深めるとともに、現場における指導技術等を実践を通して学び、自らの子ども観、教育観、現代の家庭並びに社会についての考え方を深め、教育者としての精神の向上と、資質を高めることが期待されます。

	科目名	単位数	実施時期	実施日数
教職課程における 必修	教育実習指導(事前・事後)(小)	1	3・4年次	—
	教育実習Ⅰ(小)	2	4年次	20日間
	教育実習Ⅱ(小)	2		

教育実習に関するガイダンスの詳細や連絡事項などに関しては、保育・教職センターの掲示板や担当教員の指示に従ってください。

### ◆教育実習の履修条件◆

教育実習は、実際に教育の現場(小学校)で児童と接することになります。大学で学んだ教育者としての専門的な知識と技術を実践する場です。当然専門的な知識と技術が必要になります。従って、皆さんが教育実習を実施するには以下の必要な要件科目の単位を修得し、大学の審議を経て初めて実習を実施することができます。

### ◆介護等体験◆

小学校教諭一種免許状を取得するためには、教育職員免許法の特例等に関する法律等で定める「介護等体験」を受けなければなりません。教育実習とは全く別の7日間の体験となります。(基本的に社会福祉施設等に5日間、特別支援学校に2日間となりますが、都道府県によっては社会福祉施設等にて7日間実施の場合もあります。)

介護等体験を行うには、大学が実施する事前指導に出席し、大学所定の登録用紙に必要事項を記入し、大学を通して、社会福祉協議会および教育委員会に申請します。

したがって、大学の行う事前指導に出席しないと介護等体験を行うことはできません。

事前指導の日時や詳細については、保育・教職センター掲示板とCoLSで連絡します。この他、教職課程の履修に関することは、必ず保育・教職センターの掲示板とCoLSを見てください。

なお、「介護等体験」は、授業科目ではなく単位は付与されません。

### ◆教育実習費◆

「教育実習」を履修の際は、本学の規程に基づき実習費として8,000円/単位が別途必要になります。(4単位総計32,000円)

※実習費に関する細かい取り決めは、別途定める。

### ◆介護等体験に係る費用◆

「介護等体験」を受ける際は、実費として20,000円が必要になります。

<モチベーション行動科学部>

3. 中学校教諭一種免許(社会) 4. 高等学校教諭一種免許(公民)

### ◆モチベーション行動科学部で取得できる免許の種類・教科◆

- ・中学校教諭一種免許(社会)
- ・高等学校教諭一種免許(公民)

### ◆教育職員免許法による基礎資格と最低修得単位数◆

基礎資格:「学士の学位を有すること」

最低修得単位数:中学校教諭一種・高等学校教諭一種免許課程 履修科目チェック表を参照してください。

### ◆免許取得に必要な授業科目◆

中学校または高等学校の教育職員免許取得希望者は、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の中から定められた科目を履修し、必要単位を修得しなければなりません。

### ◆教育実習◆

教育実習は、本学における講義および演習で学んだ理論や技術を基礎とし、実際の教育現場で実践し学習するものです。学校教育に対する理解を深めるとともに、現場における指導技術等を実践を通して学び、自らの子ども観、教育観、現代の家庭並びに社会についての考え方を深め、教育者としての精神の向上と、資質を高めることが期待されます。

「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」は、4年次に開講され、且つ実習の前後に「教育実習事前事後指導」が行われます。中学校教諭の免許取得のためには3週間以上、高等学校教諭の免許取得の場合は2週間以上の教育実習を行います。

教育実習に関するガイダンスの詳細や連絡事項などに関しては、保育・教職センターの掲示板や担当教員の指示に従ってください。

### ◆教育実習の履修条件◆

教育実習実施のためには、3年次終了までに下記の条件を満たしていなければなりません。

- |   |
|---|
| ① 3年次終了までに卒業に必要な単位を102単位以上修得していること。   |
| ② 3年次終了までに以下の「教職に関する科目」のうち、教科教育法を含む7科目以上の単位を修得済みであること。<br>「教職論」「教育学概論」「教育・学校心理学A」「発達心理学」<br>「教育制度論」「教育課程論」「道徳教育の指導法」<br>「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術」「生徒・進路指導論」<br>「教育相談」「社会科教育法Ⅰ」「社会科教育法Ⅱ」<br>「社会科・公民科教育法Ⅰ」「社会科・公民科教育法Ⅱ」 |
| ③ 3年次終了までに「教科に関する科目」の必修科目、選択必修科目の単位を全て修得済みであること。  |

※その他、逐次実施される教職オリエンテーションにすべて出席しなければなりません。

### ◆介護等体験◆

中学校教諭一種免許状を取得するためには、教育職員免許法の特例等に関する法律等で定める「介護等体験」を受けなければなりません。教育実習とは全く別の7日間の体験となります。（基本的に社会福祉施設等に5日間、特別支援学校に2日間となりますが、都道府県によっては社会福祉施設等にて7日間実施の場合もあります。）

介護等体験を行うには、大学が実施する事前指導に出席し、大学所定の登録用紙に必要事項を記入し、大学を通して、社会福祉協議会および教育委員会に申請します。したがって、大学の行う事前指導に出席しないと介護等体験を行うことはできません。

事前指導の日時や詳細については、掲示板とCoLSで連絡します。この他、教職課程の履修に関することは、必ず保育・教職センターの保育・教職センター掲示板とCoLSを見てください。

なお、「介護等体験」は授業科目ではありませんので、単位は付与されません。

### ◆教育実習費◆

「教育実習Ⅰ」および「教育実習Ⅱ」を履修の際は、本学の規程に基づき実習費として8,000円／単位が別途必要になります。

また、学生個人の教材および消耗品等の費用は、その都度実費を徴収します。

### ◆介護等体験に係る費用◆

「介護等体験」を受ける際は、実費として20,000円が必要になります。

## 【各種資格】

### こども心理学部

こども心理学部において、所定の授業科目の単位を修得すれば、申請によって免許または資格を取得できるものがあります。各資格などの取得を希望する場合は、下記の諸条件および取得に必要な授業科目を参考にしてください。なお、資格に関する相談についても、各担当CAが対応します。

<こども心理学部で取得できる主な資格>

資格・免許の名称	資格・免許取得の条件
認定心理士 (心理専攻のみ)	心理専攻において、所定の単位をすべて修得して卒業し、日本心理学会に申請することにより認定心理士の資格を取得することができます。
認定心理士(心理調査) (心理専攻のみ)	心理専攻において、認定心理士資格取得に必要な所定の単位をすべて修得し、かつ、心理調査に関連する所定の科目を修得して卒業した後、日本心理学会に申請することにより認定心理士(心理調査)の資格を取得することができます。
公認心理師資格に必要な要件科目 (心理専攻のみ)	心理専攻において所定の単位をすべて修得して卒業した後、大学院において必要な科目を修めて修了するか、または公認心理師法施行規則で定められた施設において心理関係業務に従事することにより、公認心理師試験を受験することができます。
こども心理アドバイザー (心理専攻のみ)	心理専攻において、こども心理アドバイザー資格に必要な専門教育科目の単位を24単位以上修得し、且つ「こども心理」に関する実践活動(ボランティア等)を延べ50時間以上実践することにより、卒業と同時にこども心理アドバイザーの資格を取得することができます。

認定ベビーシッター (こども保育・教育専攻のみ)	こども保育・教育専攻において保育士資格に必要な単位を修得し、「在宅保育研究」の単位を修得し、公益社団法人全国保育サービス協会に申請することにより認定ベビーシッターの資格を取得することができます。
こどもサポーター (総合支援-こども心理) (心理専攻のみ)	心理専攻において、指定された講座を受講することにより、安全確保、学習指導、生徒指導、教育事務など学校での教育活動の全般支援、ならびに教育課程外での地域の教育活動での有償・無償ボランティア、支援活動に参加する人材を認証する「こどもサポーター(総合支援-こども心理)」となることができます。
社会福祉主事 (任用資格)	こども心理学部の学生はすべて、指定された科目のうち3科目6単位以上を修得して卒業し、社会福祉の職業に従事した場合に社会福祉主事(任用資格)となることができます。
レクリエーション・インストラクター	こども心理学部において、レクリエーション・インストラクター資格に必要な専門教育科目の単位を修得し、且つ日本レクリエーション協会の指定する事業に所定の時間数参加し、日本レクリエーション協会に申請することにより、レクリエーション・インストラクターの資格を取得することができます。
児童指導員(任用資格)	本学のこども心理学部を卒業し、児童福祉施設や児童相談所等で、児童指導員として採用され勤務している期間のみ、児童指導員(任用資格)を名乗ることができます。

## (1)認定心理士(心理専攻)

---

認定心理士資格とは、社団法人日本心理学会が、「心理学の専門家として仕事をするために必要な最小限の、標準的基礎学力と技能を修得している」と認定する制度のことです。

心理専攻において所定の科目の単位を全て修得することにより、卒業後、認定心理士資格を取得することができます。

### ◆認定心理士資格取得に必要な授業科目◆

本学において認定心理士資格取得に必要な最低修得単位数は、以下の項目に従います。

- ・基礎科目の a,c 領域から各 4 単位、b,c 合わせて 8 単位
- ・選択科目の5領域のうち3領域以上で、各4単位以上、合計16単位
- ・下記の科目全体で合計36単位。ただしその他の科目は、4単位まで充当可  
具体的な読替表および単位数は次頁の表を参照してください。

## (2)認定心理士(心理調査)(心理専攻)

---

認定心理士(心理調査)は、認定心理士のなかでも、特に心理調査に必要な知識・技能に関連する内容を学習済みであることを、日本心理学会が認める資格のことです。

心理専攻において認定心理士資格取得に必要な所定の科目の単位を全て修得し、かつ、心理調査関連科目の必要単位を全て修得して卒業した後、日本心理学会に申請することにより認定心理士(心理調査)の資格を取得することができます。

### (3)公認心理師資格に必要な要件科目(心理専攻)

---

公認心理師資格とは、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する助言、指導その他の援助を行うために必要な国家資格です。公認心理師試験に合格することにより資格を得ることができます。

心理専攻の学生は次のいずれかの方法により公認心理師試験のを受験することができます。

- ①本学において公認心理師となるために必要な科目をすべて修得して卒業した後、大学院において必要な科目を修めて修了する。
- ②本学において公認心理師となるために必要な科目をすべて修得して卒業する。または公認心理師法施行規則で定められた施設において心理関係業務に従事する。
- ③文部科学大臣及び厚生労働大臣より、①及び②に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有すると認定される。

### (4)こども心理アドバイザー(心理専攻)

---

本学では独自の認定資格「こども心理アドバイザー」を取得することができます。この資格は、心理専攻に在籍し、所定の科目の単位を修得し、且つこどもに係るボランティアなどの実務経験が一定期間ある場合に大学が認定するものです。

こどもに関する様々な分野の心理学の知識を身に付け、実際にこどもたちと係る経験を積むことで、こどもの心に寄り添うとはどういうことか、実践を通じて理解しようと努めてきた学生にとって、心理専攻での4年間を象徴する資格となります。

就職活動などで自身の大学での研鑽をアピールするために活用するとよいでしょう。

### (5)認定ベビーシッター(こども保育・教育専攻)

---

在宅保育の専門家として、公益社団法人全国保育サービス協会が認定する資格です。

以下の要件を満たした場合は、所定の申請手続をすることにより卒業時に資格を取得することができます。

#### 【資格要件】

- ・保育士資格を取得すること。(4年生は見込みで申請可)
- ・こども保育・教育専攻において「在宅保育研究」の単位を修得すること。

### (6)こどもサポーター(総合支援-こども心理)(心理専攻)

---

安全確保、学習指導、生徒指導、教育事務など学校での教育活動全般の支援、ならびに教育課程外の地域の教育活動における有償・無償ボランティア、支援活動に参加する人材を一般社団法人教育支援人材認証協会がこどもサポーターとして認証します。

本学の授業科目の中から指定する時間(コマ)を1年次に全12回(12コマ)受講し、申請することによりこどもサポーターの資格を取得することができます。

指定する科目および該当する授業実施日・時間は年度ごとに発表します。



## (7)社会福祉主事(任用資格)

---

社会福祉主事の資格は、社会福祉法において規定された資格です。厚生労働大臣が指定する、社会福祉主事に関する指定科目を履修して卒業した人に与えられる任用資格です。

社会福祉主事になるためには、本学で所定の科目の単位を修得し都道府県や市町村の行政職や福祉職の公務員試験に合格して、福祉事務所の職員(ケースワーカー)として任用されることが要件です。この任用資格については、一定の社会福祉施設の生活指導員などの資格にも準用されることがあります。

## (8)レクリエーション・インストラクター

---

レクリエーション・インストラクターは、レクリエーションが人々の生活を豊かにし、日々の生活の中に生きる楽しみと喜びを見だしていくさまざまな活動であることを伝え、その「楽しいことを体験する」お手伝いをする第一線のリーダーです。

本学において所定の単位を修得し、且つ日本レクリエーション協会が指定する事業に所定の時間参加することにより、レクリエーション・インストラクターの資格が得られます。

## (9)児童指導員(任用資格)

---

0～18歳までの児童福祉施設で生活する子どもたちを、保護者に代わり援助、育成、指導するのが主な仕事です。任用資格ですので公私立の施設などに勤務する場合には、まず職員として採用され、そうした仕事につくことで名乗ることができます。

【資格要件】(本学における資格要件)

心理学・教育学または社会学を修めて卒業した者

# モチベーション行動科学部

---

モチベーション行動科学部において、所定の授業科目の単位を修得すれば、申請によって免許または資格を取得できるものがあります。各資格などの取得を希望する場合は、下記の諸条件および取得に必要な授業科目を参考にしてください。

なお、資格に関する相談についても、各担当CAが対応します。

<モチベーション行動科学部で取得できる主な資格>

資格・免許の名称	資格・免許取得の条件
社会調査士	所定の単位をすべて修得して卒業し、社会調査協会に申請することにより、社会調査士の資格を取得することができます。
社会福祉主事 (任用資格)	指定された科目のうち3科目6単位以上を修得して卒業し、社会福祉の職業に従事した場合に社会福祉主事(任用資格)となることができます。
認定心理士	所定の単位をすべて修得して卒業し、日本心理学会に申請することにより、認定心理士の資格を取得することができます。
認定心理士 (心理調査)	認定心理士資格取得に必要な所定の単位をすべて修得し、かつ、心理調査に関連する所定の科目を修得して卒業した後、日本心理学会に申請することにより認定心理士(心理調査)の資格を取得することができます。

公認心理師資格に必要な要件科目	所定の単位をすべて修得して卒業した後、大学院において必要な科目を修めて修了するか、または公認心理師法施行規則で定められた施設において心理関係業務に従事することにより、公認心理師試験を受験することができます。
「公認モチベーション・マネジャー」Basic 資格	所定の単位をすべて修得し、本学を通じてモチベーション・マネジメント協会に申請することにより、「公認モチベーション・マネジャー」Basic 資格を取得することができます。
レクリエーション・インストラクター	レクリエーション・インストラクター資格に必要な専門教育科目の単位を修得し、且つ日本レクリエーション協会の指定する事業に所定の時間数参加し、日本レクリエーション協会に申請することにより、レクリエーション・インストラクターの資格を取得することができます。

### (1)社会調査士資格

---

社会調査士資格とは、一般社団法人社会調査協会が「社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等をとらえることのできる能力を有する『調査の専門家』であること」を認定する制度のことです。

モチベーション行動科学部において所定の科目を修得することにより、卒業後、社会調査士の資格を取得することができます。

### (2)社会福祉主事(任用資格)

---

社会福祉主事の資格は、社会福祉法において規定された資格です。厚生労働大臣が指定する、社会福祉主事に関する指定科目を履修して卒業した人に与えられる任用資格です。

社会福祉主事になるためには、本学で所定の科目の単位を修得し都道府県や市町村の行政職や福祉職の公務員試験に合格して、福祉事務所の職員(ケースワーカー)として任用されることが要件です。この任用資格については、一定の社会福祉施設の生活指導員などの資格にも準用されることがあります。

### (3)認定心理士資格

---

認定心理士資格とは、社団法人日本心理学会が、「心理学の専門家として仕事をするために必要な最小限の、標準的基礎学力と技能を修得している」と認定する制度のことです。

モチベーション行動科学部においては、所定の科目の単位を全て修得することにより、卒業後、認定心理士資格を取得することができます。

### (4)認定心理士(心理調査)

---

認定心理士(心理調査)は、認定心理士のなかでも、特に心理調査に必要な知識・技能に関連する内容を学習済みであることを、日本心理学会が認める資格のことです。

モチベーション行動科学部において認定心理士資格取得に必要な所定の科目の単位を全て修得し、かつ、心理調査関連科目の必要単位を全て修得して卒業した後、日本心理学会に申請することにより認定心理士(心理調査)の資格を取得することができます。

(社)日本心理学会の定める心理調査関連科目

※表の修得単位数の( )は、日本心理学会において副次主題とされている科目です。修得単位数の2分の1で換算されます。

認定心理士(心理調査)の資格は、学生の個人で申請することになります。

## (5)公認心理師資格に必要な要件科目

---

公認心理師資格とは、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する助言、指導その他の援助を行うために必要な国家資格です。公認心理師試験に合格することにより資格を得ることができます。

モチベーション行動科学部の学生は次のいずれかの方法により公認心理師試験を受験することができます

- ①本学において公認心理師となるために必要な科目をすべて修得して卒業した後、大学院において必要な科目を修めて修了する。
- ②本学において公認心理師となるために必要な科目をすべて修得して卒業した後、または公認心理師法施行規則で定められた施設において心理関係業務に従事する。
- ③文部科学大臣及び構成労働大臣より、①及び②に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有すると認定される。

## (6)「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格

---

「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格とは、一般社団法人モチベーション・マネジメント協会が、モチベーション(動機づけ)についての専門的な知識と理解を有し、組織・集団成員が仕事や課題に向けて意欲をもって取り組むことができるよう支援する技能を修得していることを認定する制度のことです。

モチベーション行動科学部において所定の科目の単位を修得することにより、資格要件を充足した学期以降に「公認モチベーション・マネジャー」Basic資格を取得することができます。

なお、当該資格取得の際には、発行手数料として別途2,000円(税別)が必要となります。

## (7)レクリエーション・インストラクター

---

レクリエーション・インストラクターは、レクリエーションが人々の生活を豊かにし、日々の生活の中に生きる楽しみと喜びを見いだしていくさまざまな活動であることを伝え、その「楽しいことを体験する」お手伝いをする第一線のリーダーです。

本学において所定の単位を修得し、且つ日本レクリエーション協会が指定する事業に2つ以上参加することにより、レクリエーション・インストラクターの資格が得られます。

### 【事業参加】

地域において実施されるレクリエーション支援に関わる事業に3回以上参加する。

(ただし、教育実習を修得した学生は2回以上参加する。)

対象事業：日本レクリエーション協会の指定する事業に参加する。

参加形態：参加者としての関わり、もしくはスタッフ参加(運営スタッフとしての事業への関わり)

※資格取得希望者は、必ず「レクリエーション援助技術」及び「レクリエーション論」を履修してください。

## 6.学籍異動

### ① 休学

病気その他やむを得ない事由により3ヶ月以上欠席する場合は、学期を単位として、保護者・保証人連署の上、所定の「休学願」の届出により、休学することができます。休学の期間は当該年度末までとして、通算して4ヶ年を超えることはできません。

### ② 復学

休学者は保護者・保証人連署の上、所定の「復学願」の届出により、学期の始めに限り復学することができます。

### ③ 留学

外国の大学または短期大学で学習することを志願する学生は、学長の許可を得て留学をすることができます。留学した期間は、修学年限に算入することができます。

また、留学によって修得した単位は、教授会の議を経て、卒業の要件になる単位として認定することができます。

### ④ 退学

やむを得ず退学する場合は、保護者・保証人連署の上、所定の「退学願」を提出し、許可を得て退学することができます。退学を希望する場合は、担当CAに相談してください。

### ⑤ 除籍

以下の者は、除籍となり学生の身分を失うこととなります。

- 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者。
- 在学年限を超えた者。
- 休学期間を超えて、なお復学できない者。

### ⑥ 転部

本学の一つの学部から他の学部へ転部を希望する場合は、所定の手続きに従い、既に修得した授業科目、単位数を考慮し、選考の上、教授会の議を経て転部を許可されることがあります。転部を希望する場合は、担当CAに相談してください。

### ⑦ 転籍

通信教育課程への転籍を希望する場合は、教授会の議を経て転籍することができます。転籍を希望する場合は、担当CAに相談してください。

### ⑧ 修業年限と在学期間

卒業をするために最低限必要な年限を修業年限といい、修業年限は4年となります。また、在学できる期間は8年間です。8年を超えての在学はできません。

なお、休学期間は修業年限に含まれませんので、休学した場合は、その期間だけ卒業時期が延びることになります。また、休学した期間は在学期間に含まれますので、休学しても在学できる期間は8年間です。

## 7. 学費

### (1)学費の納付について

---

#### ① 学費の納付

在学生は、下記に定める学費を半期ごと(春学期分・秋学期分の年2回)の定められた期日までに納付しなければなりません。納入については、郵送される学納金納付の文書で、本学が指定する金融機関の口座へ振込、または口座振替により納付してください。

② 休学中の学費納付・減免

休学中であっても、学費等納付金は納入しなければなりません。ただし、休学を許可された者が、所定の期限までに、「休学願」および「授業料減免願」を提出した場合は、授業料に限り減免することができます。

③ 退学者の学費納付義務

退学を希望する者は、当該学期分の学費等納付金を納付しなければなりません。

④ 除籍

期日までに納付がなく、かつ督促してもなお納付されない場合、東京未来大学学則第42条により除籍となる可能性があります。

⑤ 学費等納付金

こども心理学部

単位：円

学費等科目	初年度納付金	2年次以降納付金
入学金	100,000	—
春学期分授業料	390,000	390,000
施設設備費	230,000	230,000
教育充実費	200,000	—
春学期学費 計	920,000	620,000
秋学期分授業料	390,000	390,000
秋学期学費 計	390,000	390,000
年間学費 計	1,310,000	1,010,000

モチベーション行動科学部

単位：円

学費等科目	初年度納付金	2年次以降納付金
入学金	100,000	—
春学期分授業料	420,000	420,000
施設設備費	230,000	230,000
教育充実費	200,000	—
春学期学費 計	950,000	650,000
秋学期分授業料	420,000	420,000
秋学期学費 計	420,000	420,000
年間学費 計	1,370,000	1,070,000

⑥ 諸費用 ※金額は2018年度実績です。変更になる可能性があります。

こども心理学部 こども保育・教育専攻

単位：円

学費等科目	初年度納入額	2年次以降納入額	卒業年度納入額
学生総合保障共済	10,000	10,000	10,000
学友会 入会金	4,000	—	—
学友会年会費	5,000	5,000	5,000
新入生研修費用	10,000	—	—
麻疹抗体検査費用	1,250	—	—
同窓会費	—	—	10,000
卒業アルバム	—	—	11,000
謝恩会費用	—	—	15,000
諸費用 計	30,250	15,000	51,000

こども心理学部 心理専攻モチベーション行動科学部

単位:円

学費等科目	初年度納入額	2年次以降納入額	卒業年度納入額
学生総合保障共済	10,000	10,000	10,000
学友会 入会金	4,000	—	—
学友会年会費	5,000	5,000	5,000
新入生研修費用	10,000	—	—
同窓会費	—	—	10,000
卒業アルバム	—	—	11,000
謝恩会費用	—	—	15,000
諸費用 計	29,000	15,000	51,000

## ⑦ 実習費

下記以外に資格取得手数料等が発生し、随時納入が必要になります。

こども心理学部

単位:円

科目名	納入金
保育実習 I A	16,000
保育実習 I B	16,000
保育実習 II	16,000
保育実習 III	16,000
教育実習 I (幼)	16,000
教育実習 II (幼)	16,000
教育実習 I (小)	16,000
教育実習 II (小)	16,000
介護等体験	20,000

※公認心理師資格取得で必要となる「心理実習」も実習費が必要となります。

モチベーション行動科学部

単位:円

科目名	納入金
教育実習 I	16,000
教育実習 II	16,000
介護等体験	20,000

## 8. 学校生活の規則

### (1) 授業について

授業中は静粛にし、学ぶ環境を自らつくりましょう。

- ① 授業の始めと終わりには、号令係の合図により起立し、礼をします。
- ② 授業終了後、指定されたもの以外は全て持ち帰り、学内に置いて帰らないでください。(忘れ物などは回収後、3ヶ月間で廃棄するので注意しましょう)
- ③ 授業中は、上着、サングラス、帽子、マフラー等の着用を禁止します。ただし、体調を崩しているなど必要な場合は、授業開始前に担当教員にその旨を申告し、着用の許可を得てください。

- ④ 授業中の携帯電話等の使用を禁止します。授業中は電源を切る、もしくはマナーモードにしてカバンにしまいましょう。授業中に携帯電話等の使用や、電源・音の切り忘れがあった場合、携帯電話を一時没収します。また、授業中以外での学内の携帯電話等の使用は、周りの迷惑にもなるので時と場所を考えましょう。学内での充電も禁止です。
- ⑤ 授業に関係のない物は机の上に一切置かないでください。(飲食類・携帯電話等)

### 災害等による授業措置について

#### ① 交通機関運行停止の場合の授業措置

災害、事故、ストライキ等により交通機関の一部が不通となっても、大学は可能な限り授業を実施します。ただし、東武スカイツリーライン・京成本線の全線がともに不通となった場合並びに授業の実施が不可能であると学長が判断した場合に限り、次の通り休講措置を講じます。

東武伊勢崎線(東武スカイツリーライン)・京成本線	授業の取扱い
午前7時現在不通の場合	1限および2限の授業を休講とする。
午前10時現在不通の場合	3限～5限の授業を休講とする。

休講の決定は、掲示のほか、CoLS(Communication & Learning System、コルズと読む)にてお知らせします。

なお、他の理由により一斉休講措置をとる場合についても同様にお知らせします。

#### ② 大規模地震の警戒宣言が発令された場合の授業措置

大規模な地震の発生が予想され、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域判定会の招集が確認された場合には、直ちに授業を中止し、以降の授業を休講とします。

・在宅中および通学途中の学生は、登校を中止してください。

・学内にいる学生は、大学の連絡・指示に従ってください。

なお、翌日以降の授業の取扱いは、次の通りです。

警戒宣言の状況	授業の取扱い
午後6時までに警戒宣言が出されなかった場合、または、警戒宣言が解除された場合	翌日から平常通り授業を行う
午後6時において警戒宣言が解除されていない場合	翌日の授業を休講とする

授業の取扱いの決定は、掲示のほか、CoLSにてお知らせします。

なお、他の理由により一斉休講措置をとる場合についても同様にお知らせします。

※地震防災対策強化地域判定会：大規模地震対策特別措置法第3条1項に規定する地震対策強化地域に係る大規模な地震の発生の恐れに関する判定を行うために、気象庁長官の要請によって招集される判定会をいいます。

#### ③ Jアラート(弾道ミサイル発射時)作動時の授業措置

・全学的に休講等の措置を講ずる必要があると判断した場合は、CoLS、本学ホームページおよび学内放送等でお知らせします。なお、この影響で公共交通機関の遅延が生じた場合は、通常の交通機関遅延の手続きに準じます。

・授業が通常通り実施され、自宅待機しているため止む無く授業に遅刻する場合は、大学エンrollment・マネジメント室(以下「EM室」という。)に電話連絡をし、その旨を授業担当教員に申し出てください。

## ● 学外実習等の場合の取扱い

保育実習、教育実習、介護等体験等の場合は、各実習先の指示に従ってください。

## ● 休講措置等の決定

- ・①及び②の取扱い基準に該当する事態が発生した場合は、授業について学長が授業措置を決定するものとします。
- ・学長は、休講措置等の決定を法人理事に報告するものとします。

## (2)大学生活について

- ① 大学の建物・備品等を破損または紛失した場合は、原則として学生又はその保護者・保証人が損害を弁償するものとします。学内の備品の無断使用は禁止です。
- ② 外部からの電話・訪問者の取次ぎは緊急の場合を除き一切応じません。
- ③ ゴミは不燃物・可燃物・資源ごみ(空き缶・空き瓶・ペットボトル)と分けゴミ箱に入れましょう。
- ④ エレベーターは、来客者・教職員が優先して使用します。できる限り階段を使用してください。エレベーターが混み合っただけの遅刻は理由にはなりません。
- ⑤ 学内では、携帯電話の充電を禁止します。使用する際には、周囲の迷惑にならないよう、時と場所を考えましょう。
- ⑥ 授業で使用するPCは自宅で充電をした上で、持参してください。やむを得ず、学内での充電が必要な場合には、廊下や共有スペース等の周囲に迷惑をかける場所を避け、マナーを守って使用してください。

## (3)遅刻・早退・欠席について

- ① 遅刻、早退または欠席をする場合は、授業開始前までに、電話で大学EM室に連絡してください。
- ② 遅刻した者が教室に入る場合は、担当教員にその理由を述べ、許可を得てください。
- ③ 20分以上の遅刻は欠席扱いとなります。また、体調不良などで授業を早退する場合は、担当教員へ申し出てください。
- ④ 理由のある遅刻・欠席の取扱いは担当教員に確認してください。公共交通機関の遅れの場合は、大学へ電話連絡をし、各交通機関(鉄道に限る)で遅延(延着)証明書をもらい、クラス・氏名を記載しその授業の担当教員へ提出してください。

## (4)公欠について

### ① 公欠とは

正課の授業を欠席した場合、その理由が本学の定める事由によるものである場合、申請によって「公欠」として扱われます。ただし、「公欠」はあくまで「理由ある欠席」であり出席扱いにはなりません。欠席として扱われます。

「公欠」と認められた場合、通常の欠席と異なり、状況によって補填措置を申請することができます。

### ② 公欠として扱われる場合

以下にあげるア・イの場合に「公欠」の申請ができます。

#### ア. 3親等以内の親族および配偶者の死亡による忌引き(法事は含まれません。)

1親等および配偶者(7日)	・会葬礼状など証明書を添付(コピー可) ・証明書に記載された日を含む連続した日数(土・日・祝日を含む)
2親等(3日) (ただし兄弟姉妹は5日)	
3親等(2日)	



〈学校保健安全法施行規則第18条に規定する伝染病など〉

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであって、その血清型がH5N1であるものに限る) *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種 感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎 菌性髄膜炎
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急感染症性出血性結膜炎 その他の感染症 *この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)

上表のほか、感染性の強いロタウイルス・ノロウイルスによるもので、本学所定の「感染症に係る登校許可証明書」が医師から発行された場合も、「公欠」扱いとなります。

イ. 本学が認めた実習(単位付与に係る実習及び実習オリエンテーションを含む)

単位付与に係る「保育実習」「教育実習」「保育・教職ボランティア実習」「介護等体験」およびこれらの科目において実習先から日程を指定された「オリエンテーション」など

③ 公欠に関する手続き

「公欠」の申請をする場合は、以下の書類を所定の期間内に提出してください。

公欠事由	提出書類	書類提出期間
ア 3親等以内の親族および配偶者の死亡による忌引き	「公欠願」、「公欠連絡カード」(EM室備付け)、「会葬礼状」	事由消滅後、2週間以内(休日・指定された入校禁止日を含む)に提出すること。ただし、ウの場合においてあらかじめ実習期間が確定している場合は事前に提出すること。
イ 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症など	「公欠願」、「公欠連絡カード」、「感染症に係る登校許可証明書」(EM室備え付け)	
ウ 本学が認めた実習	「公欠願」、「公欠連絡カード」(EM室備付け) ただし、「公欠願」は提出前に保育・教職センターで確認印の押印が必要。	

「公欠願」が受理されたら、交付される「公欠連絡カード」をすみやかに授業担当教員に提出してください。(提出しなければ補填措置を申請することができません。)

④ その他

- ・提出期間後の申請は受けられません。
- ・公欠の場合、場合によって欠席した授業の補填措置を申請することができます。(補填措置については、「履修の手引き」該当項目を参照してください。)

**授業はすべて出席することが原則です。しかし、不測の事態で出席できない事由が生じることがあります。たとえ公欠であっても、欠席回数に含まれますので、単位修得条件(2/3以上の出席)に抵触しないよう毎回の授業への出席を怠ってはなりません。特に実習で公欠が発生することがあらかじめ予定されている場合は、注意してください。**

## (5)車両通学について

---

### ① 自動車・バイクでの通学禁止

本学キャンパス内には来客用の駐車スペースしかありません。そのため学生の皆さんが自動車、バイクで通学することを認めていません。大学周辺での路上駐車および他施設の駐車場などへの無断駐車等の行為は、近隣住民・施設の方々に多大な迷惑をかけることになるばかりか、法令上の違法駐車ですので厳しい処罰の対象となります。

### ② 自転車通学

自転車通学については、規則を守ることを原則として許可しています。マナーを守り、誰もが使いやすい駐輪場にしましょう。なお、自転車の二人乗りや飲酒・酒気帯び運転は、道路交通法により禁止されています。ルールを守り、事故のないよう、安全運転を心がけてください。

## (6)EM室・研究室などに用事がある場合

---

入室の際はまずドアを3回ノックし、バック等を手に持って入室します。入室後、「失礼いたします」と言い、クラス・氏名・用件を告げます。また、上着、サングラス、帽子、マフラー等の着用は室内では好ましくないため、入室する際は脱ぎましょう。退室時には「失礼いたします」の言葉を添えて退出するようにしてください。

## (7)教室での飲食について

---

情報処理室、音楽室、ピアルッスルーム、図画工作室、調理・保育実習室、みらいホール、保育・教職センター、体育館、LL室、多目的実習室、心理学実験室などの特別教室をはじめ、飲食が禁止されている教室があるので注意してください。

## (8)挨拶について

---

学内で人に会った場合は率先して挨拶を交わしましょう。コミュニケーションの基本である挨拶を習慣づけましょう。

## (9)アルバイトについて

---

学業に専念することが前提です。しかし、アルバイトをすることで社会性を身につけることもでき、やむを得ない場合もありますので、学業に差し障りのないアルバイトを選びましょう。ただし、本学学生として不適切だと判断したアルバイトについては、禁止する場合があります。

## (10)自己管理について

---

貴重品や教科書・教材など、私物の紛失について大学は一切責任を負いません。自身の持ち物の保管・管理には十分注意してください。

※更衣室にあるロッカーは、学期ごとに貸出しをします。詳細はCoLSで案内しますので、必ず確認してください。(貸出しは無料ですが、保証金を預かります。)

## (11)インターネット利用時の注意

---

インターネット上へのあなた自身に関する個人情報の書込みは、慎重に行ってください。あなたが書込んだ個人情報が原因で大きな犯罪に巻き込まれる場合があります。なお、本学の名前を書込むことにより本学の名誉を傷つけること、他人の名前を書込むことにより他人の名誉を傷つけることは禁止します。

## (12)特別な配慮の申し出について

---

疾病・負傷中又は障害のある学生において、特別な配慮を希望する場合は、診断書等をもって、担当キャンパスアドバイザー(以下「CA」という。)に相談してください。

### (13)喫煙について

火災予防上、指定された場所以外での喫煙は禁止します。未成年は、当然禁煙です。また、登下校中での喫煙も禁止します。(足立区内は、歩行喫煙禁止です。)所定の場所での喫煙は、社会人としてのマナーを守るという前提で許可をします。ただし、歩きタバコやポイ捨て等が発覚した場合、口頭による注意のみならず学生証の提示を求め、氏名を控えます。

3回注意を受けた者については、「戒告」処分とし、学部長と面談を行い、喫煙所清掃と反省文の提出してもらいます。(注意を受けた回数は、在籍期間を通して記録します。)  
「戒告」処分を受けたにもかかわらず、再度注意を受けた者は、1週間の「停学」処分になります。

また、喫煙は健康上大きな影響があり、さまざまな疾病の原因になることが専門家より指摘されています。周囲の人たちの健康にも影響を及ぼすことになります。自分の健康や周囲の人たちにもさまざまなリスクをもたらす可能性があることを十分理解しておく必要があります。

### (14)飲酒について

学内での飲酒は禁止です。また、未成年者の飲酒は法律で禁止されているばかりではなく、心身の発達に悪い影響があります。なお、一気飲みなどによる急性アルコール中毒は命を落とす危険性もあるため、お酒の飲み方には十分気をつけてください。

〈急性アルコール中毒防止のために〉

アルコールハラスメント (酒にまつわる嫌がらせ、人的侵害)

- ・ 飲酒の強要
- ・ 一気飲みの強要
- ・ 意図的な酔いつぶし
- ・ 飲めない人への配慮を欠くこと
- ・ 酔ったうえでの迷惑行為

### (15)薬物乱用防止について

近年、大学生の麻薬や大麻・覚せい剤などの薬物乱用が問題になっています。薬物乱用は脳が侵されるなど体や生命に害を与えるだけでなく、殺人などの犯罪につながる可能性もあります。違法薬物の害や怖さを知って絶対に手を出してはいけません。

### (16)懲戒について

法律、学則その他諸規則に違反し、本学の秩序を乱す、または性行不良、その他学生の本分にもとる行為のあった者に対しては、「東京未来大学の懲戒に関する細則」に基づき、懲戒します。

[懲戒の種類]

- 戒告
- 停学
- 退学

[次の行為があった場合は懲戒の対象となります。]

- 大学内外における暴力行為
- 試験に関する不正行為
- 大学の定める規則に違反し、再三の注意にもかかわらず改めない者
- 大学の品位を著しく傷つける言動
- 大学の研究および教育活動に対する著しい妨害
- その他大学の秩序を乱し、学生の本分を著しく逸脱したと認められる行為

## 9. 課外活動・学友会

### (1) 課外活動について

課外活動は、正規の授業時間以外に、学生が自発的に知的、社会的な研究や活動を行うことにより、豊かな人間性を育み、優れた人格の形成やボランティア精神を培うことを目的としています。課外活動の内容や活動を行う組織については、学内の掲示板などでお知らせします。

### (2) 課外活動の諸手続き

課外活動を行うにあたって、必要な手続きを取ってください。なお、課外活動で講義を欠席する場合、公欠扱いにはなりませんので注意してください。

活動内容	備考
公認団体(部・同好会・サークル) …試合、大会、合宿等	学外活動届を 1 週間前までにEM室に提出してください。 ※提出がない場合、活動中の事故に対しては学生保険が適用されないので注意してください。
インターンシップ・ボランティア	キャリアセンター(キャリアカフェ)、保育・教職センターにて情報を集約していきます。随時、報告してください。
大学の施設・設備を借用するとき	使用希望日の 2 週間前から当日までにEM室で申請を行うようにしてください。
学内への車両乗り入れ	学生の学内への車両乗入れは禁止します。 ただし、課外活動に必要な用具等の運搬を行うために、やむを得ず学内に車を乗入れなければならないときは、事前にEM室に相談してください。
各種掲示・配布物 (ポスター・ピラ等)について	EM室で許可を受けてください。

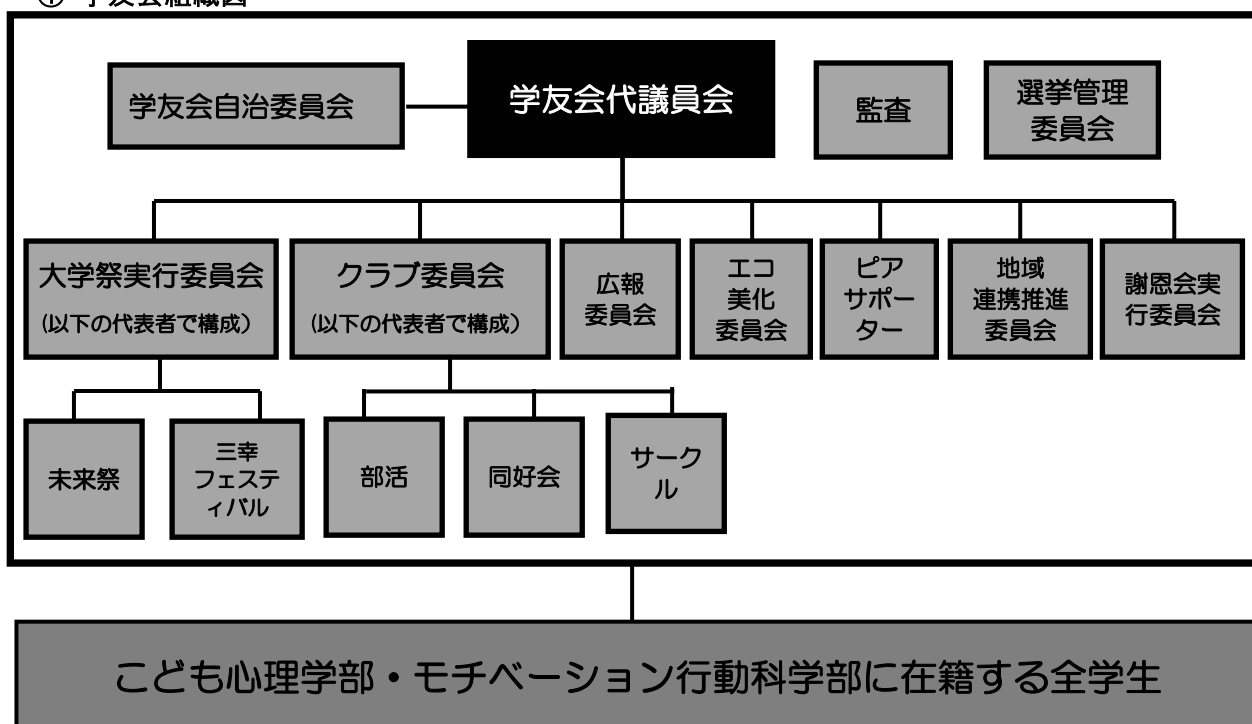
### (3) 学友会について

学友会とは、こども心理学部・モチベーション行動科学部に在籍する全ての学生をその構成員としています。

学友会の主な活動は、学友会組織の運営、学内プロジェクト(行事)の運営、部・同好会・サークル活動、広報活動、その他学生委員会の活動などがあります。また、学友会は会員より会費を集め、この会費が学友会の主な運営費となります。この会費は、学友会運営費、主に部・同好会活動の活動費、大学祭などの学事運営費、学生委員会(学友会組織)の運営費に使われます。

学友会活動や学友会行事は、学校生活を有意義に過ごすためにも、皆さん自身が主体となり積極的に運営に参加してください。

## ① 学友会組織図



### [主な活動内容]

- 学友会代議員会……………各委員会の代表が集まり、学友会の運営を決める合議機関
- 学友会自治委員会……………代議員会の開催、学友会の運営や会費管理
- 大学祭実行委員会……………未来祭、三幸フェスティバルの学校行事の運営および管理
- クラブ委員会……………部活動・同好会・サークル活動の運営および管理
- 広報委員会……………オープンキャンパスの運営および魅力溢れる大学作り・発展のための情報発信
- エコ美化委員会……………学内美化活動やその他エコ、美化に関するイベントの企画運営および管理
- ピアサポーター……………在学生のための学習相談や就職相談、その他学生生活に関わるガイダンスやイベントの企画運営および管理
- 地域連携推進委員会…大学と地域が連携して、こどもみらい祭・クリスマスフェスタ、その他ボランティア等の企画・運営を行う
- 謝恩会実行委員会……………謝恩会の企画運営

### ② 部・同好会・サークル活動(公認団体活動)

部・同好会・サークルは、学年、学部・学科・専攻の区別なく、志や目的を同じくした本学学生がメンバーとなって、自主的に活動する任意加入団体です。

部・同好会・サークルでは、健全な趣味や豊かな情操を育て、友情を深め、ともに共通の目的のために努力してお互いを磨きあってください。単なる余暇の集まりにとどめることなく、自己啓発のための積極的な活動を望みます。

### ③ 部・同好会(公認団体)の申請

部・同好会(公認団体)の設立をする場合、年に1度開催される新規設立説明会に参加してください。なお、開催日時はCoLSにて案内します。その後、申請する場合は申請に必要な書類をEM室に提出し、設立の許可を受けてください。

#### ④ サークル(公認団体)の申請

サークル(公認団体)の設立は、随時可能です。申請をする場合は、申請に必要な書類をEM室に提出し、設立の許可を受けてください。

## 10.学生相談

### (1)学生相談について

学生生活における学習や人間関係に関することなど、様々な相談を受付けます。(科目履修、将来の進路やそれに即した科目の取り方、勉強の仕方、研究や実習、ボランティア活動、就職活動、部・同好会・サークル活動やアルバイトなどに係る事柄など。)

また、友人関係、大学教員や職員との人間関係などに係る問題、ハラスメントやその他の学内での苦情に関してお話を伺い、必要な情報の提供やアドバイスをします。

対 象	: 本学の全学生・保護者・保証人
場 所	: EM室
相 談 員	: CA や担当教職員

また、うつ状態や不安感など、主に心理的な問題のカウンセリングに関しては、学内心理カウンセラーが対応いたします。

対 象	: 本学の全学生
場 所	: 学生相談室(わかばルーム)
時 間	: 12:00~17:00
開 室 日	: 月・火・水・木・金曜日
相談の受付	: 予約制(EM室や保健室、学生相談室で受付)
相 談 料	: 無料

### (2)ハラスメントについて

本学では憲法・教育基本法・男女雇用機会均等法等の精神に則り、本学の全ての学生、教員および職員の一人ひとりが相互に個人として尊重され、快適な環境のもとでの勉学、教育・研究および職務を保障するため、ハラスメントの防止および対応をします。

ハラスメントに関する相談窓口は、教員やCAです。本学は、連絡を受け次第、委員会を置き、相談・助言・救済等を受けられるようにします。

# 11. キャリアサポート

## <キャリアサポート>

本学では、次の2つのセンターで学生の皆さんの希望する進路に合わせたキャリアサポートを行っています。

キャリアセンター	一般企業、公務員、進学等を目指す学生への支援
保育・教職センター	保育士・教員免許状を活かした就職を目指す学生への支援

キャンパスアドバイザー(CA)・担任・ゼミ教員・各センター教職員がチームを組み、皆さんの進路に関するサポートを行います。

キャリアサポート					
保育・教職センター			キャリアセンター		
保育所	幼・小・中・高 教員	施設	公務員	一般企業	大学院進学
担当教職員			担当教職員		
学 生					
担当 CA・担任・ゼミ教員					

### (1) キャリアセンターのキャリアサポート

キャリアセンターでは、就職や進学、資格やインターンシップ・アルバイト・ボランティアに関する情報を数多く提供しています。キャリアカフェでは就職活動用のパソコン利用や、書籍の閲覧、進路に関するアドバイスを受けることができます。また各種資格対策講座を実施し、皆さんの進路選択をサポートします。有意義に活用してください。

### (2) 保育・教職センターのキャリアサポート

保育・教職センターでは、保育士として公私立保育所・各種施設への就職を目指す学生、また国公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭を目指す学生を対象に就職やボランティアに関するさまざまな情報提供を行うとともに教員採用試験対策などを実施します。保育、教職関係の仕事についても情報提供を行いますので有意義に活用してください。

### (3) サポート体制の特徴

いずれのセンターにおいても一年生から、担任とCAが皆さんの目指す進路を明確にするための将来設計を皆さんと一っしょにしていきます。

また希望する進路の情報・対策に詳しいキャリアセンター、保育・教職センターの担当教職員が、担任・ゼミ教員・CAとともにダブルフォローアップします。

#### (4)「技能と心の調和」のとれた「人財」の養成

専門知識や技能を身につけるだけでなく、社会人に求められる「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」「コミュニケーション能力」を兼ねそなえ、技能と心の調和のとれた「人財」になるために、さまざまなプログラムを実施しています。

1年		2年		3年		4年	
春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
キャリア科目		キャリア科目		キャリア科目		キャリア科目	
【キャリアサポート】 資格講座 公務員試験対策講座 教員採用試験対策講座 キャリアガイダンス		【キャリアサポート】 資格講座 公務員試験対策講座 教員採用試験対策講座 キャリアガイダンス		【キャリアサポート】 資格講座 キャリアガイダンス 公務員試験対策講座 教員採用試験対策講座 一般企業希望者向 キャリアガイダンス 福祉・保育職希望者向 キャリアガイダンス 教員希望者向 キャリアガイダンス		【キャリアサポート】 資格講座 キャリアガイダンス 公務員試験対策講座 教員採用試験対策講座 一般企業希望者向 キャリアガイダンス 福祉・保育職希望者向 キャリアガイダンス 教員希望者向 キャリアガイダンス	
インターンシップ							
CA面談	CA面談	CA面談	CA面談	CA面談	CA面談	CA面談	



## 12. 担任教員およびCAによるサポート体制

本学には、担任教員とCAを主軸とした、学生一人ひとりの大学生活をサポートする体制があります。

### (1)担任教員およびCA(キャンパスアドバイザー)

担任教員とCAは、あなたの大学生活での様々な疑問や不安、悩みについて親身に相談に乗り、その解決のための指導や手助けをします。日々の不安や悩みを打ち明ける存在として、また、あなたのよき理解者として、担任教員とCAを活用してください。

### (2)クラス制

本学ではクラス制を導入しています。クラス分けは入学時に行われ、各クラスに担任教員とCAが1名ずつ配置されます。日々の授業の他、未来祭やプレゼンテーション大会、三幸フェスティバルなどにもクラス単位・複数クラス単位で参加し、クラス内・クラス間の学生同士の交流を深めるきっかけとなります。

### (3)サポート内容

担任教員やCAの主なサポート内容は、履修・学習・生活上での相談受付・指導、就職活動での相談受付・指導、その他事務諸手続きの受付など多岐にわたります。また、1、2年次にはCAが担当する「カレッジ&キャリアスキルズ」「キャリアデザイン」などの授業もあり、大学生としての基礎的な力の修得やキャリア形成の手助けを行います。ただし、担任教員やCAは、あなたの積極的な学習姿勢を前提に、大学生活での成長をサポートする存在です。自ら学び、自律する意識を持って日々を過ごしましょう。

### (4)担任教員・CA

		クラス	担任教員	CA
こども 心理学部	こども保育・教育専攻	K1A	紙本 裕一	安藤 功一
		K1B	金 瑛珠	中沢 惇平
		K1C	篠原 俊明	八木 法香
		K1D	小林 祐一	行本 奈津美
		K1E	西村 美穂	林 誠一郎
		K1F	宅間 雅哉	藤原 佳奈
	心理専攻	P1A	小谷 博子	田中 翔
		P1B	鈴木 公啓	出川 尚
		P1C	野中 俊介	小島 唯
モチベーション行動科学部	M1A	岩崎 智史	逸見 亜耶	
モチベーション行動科学科	M1B	島内 晶	酒井 信幸	

東京未来大学

〒120-0023

東京都足立区千住曙町 34-12

TEL : 03-5813-2525

FAX : 03-5813-2529